

重要事項説明書

医療法人 碧会

たかはま訪問リハビリテーション

事業者

事業者名称	医療法人碧会
事業者の所在地	愛知県高浜市論地町三丁目 6 番地 1 6
電話番号	0 5 6 6 – 5 3 – 7 7 7 7
代表者名	理事長 額田 協
設立年月日	平成 2 0 年 6 月

事業所

事業所の名称	たかはま訪問リハビリテーション
事業所の所在地	愛知県高浜市論地町三丁目 6 番地 1 6
管理者の氏名	山本 友広
電話番号	0 5 6 6 – 5 3 – 7 7 7 7
FAX	0 5 6 6 – 5 3 – 7 7 7 6
指定事業所番号	2 3 7 4 6 0 0 2 0 9

事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援・要介護状態にある高齢者 要支援・要介護の状態にある高齢者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営んでいただくことができるよう支援することを目的とします。
運営の方針	1 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。 2 利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切なサービスが、多様な事業者から、総合かつ効率的に提供されるよう配慮していきます。 3 利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に行います。 4 関係市町、老人介護支援センター、他の指定居宅介護事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

営業日及び営業時間

1. 営業日 月曜日～土曜日

要介護

2. 休日 日曜日、年末年始（12月30日から1月3日まで）
3. 営業時間 午前8時30分～午後5時15分

職員の勤務体制

管理者	言語聴覚士	山本 友広
医 師		成田 洋
担当者	理学療法士	杉浦 秀樹・伊藤 貴子
		本島 章平・岩山 晃子
	作業療法士	牧 尚里・鳥居 みゆき
		鈴木 里実
	言語聴覚士	松藤 宏弥

訪問地域

高浜市

提供するサービスの利用料金、利用者負担額（介護保険を適用する場合について）

区分等	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問リハビリテーション(1回20分以上のサービス)	308 単位/回	3132 円	314 円	627 円	940 円

※ 当該事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して理学療法士等が訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき50単位（利用料：508円、1割負担：51円、2割負担：102円、3割負担：153円）を減算します。

加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
短期集中リハビリテーション実施加算	200 単位/日	2034 円	204 円	407 円	611 円	
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	180 単位/月	1830 円	183 円	366 円	549 円	

リハビリテーションマネジメント加算(口)	213 単位/月	2166 円	217 円	434 円	650 円	
当該事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、同意を得た場合	270 単位/月	2745 円	275 円	549 円	824 円	
サービス提供体制強化加算 (I)	6 単位/回	61 円	7 円	13 円	19 円	
退院時共同指導加算	600 単位/回	6102 円	611 円	1221 円	1831 円	

- ※ 短期集中リハビリテーション実施加算は利用者に対して、集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。
- ※ リハビリテーションマネジメント加算は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同で計画の作成からサービス提供とその評価を行うことなどにより、継続的に訪問リハビリテーションの質を管理した場合に、算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が更生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。
- ※ 地域区分別の単位（7 級地 10.17 円）を含んでいます。

訪問リハビリテーションのお申し込みからサービス開始まで

訪問リハビリテーションは、理学療法士や作業療法士等が家庭訪問をして、病気や障害のために支援を必要とされる方のリハビリを行うサービスで、介護保険制度での利用となります。主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながらリハビリを行いますので安心して療養が続けられます。

お申し込みは訪問リハビリテーション又は主治医、ケアマネージャーにご相談ください。訪問リハビリテーションを利用する場合は主治医の指示書が必要です。指示書は訪問リハビリテーションへ提供されます。

訪問リハビリテーションサービスの内容

- ・機能訓練（関節可動域訓練、筋力強化訓練など）
- ・基本動作訓練（寝返り、起き上がり、移乗動作、立ち上がり、歩行訓練など）
- ・日常生活動作訓練（食事、入浴、整容、更衣など）
- ・廃用症候群の予防と改善
- ・住宅改修の相談や提案

- ・福祉用具や自助具の選択、使用方法の指導

※リハビリテーション実施計画を発行いたします。その内容をもとにすすめていきますので、ご了承をお願いします。

事故発生時の対応について

利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

その他の費用

- ・通常の事業の実施地域（高浜市）を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

区分（片道の距離）	交通費
3. 5km 未満	600 円
3. 5km 以上 4. 5km 未満	700 円
4. 5km 以上 5. 5km 未満	800 円
5. 5km 以上 6. 5km 未満	900 円
6. 5km 以上 7. 5km 未満	1000 円
以下 1km 増すごとに 100 円を加算	
消費税は別途	

- ・交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

苦情・相談

直接、管理者にご連絡ください。

または、下記へご連絡ください。

「こもれびの里・高浜」の相談窓口

TEL 0566-53-7777

市町村の相談・苦情窓口 高浜市いきいき広場総合窓口 TEL 0566-52-9610

国民健康保険団体連合会

TEL 052-971-4165